災害時等における仮設トイレ等の供給（レンタル）に関する協定書(例)

○○（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）とは、災害時等における仮設トイレ及び付属する消耗品（以下「仮設トイレ等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、市域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、乙が保有する仮設トイレ等をレンタルして甲を支援するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、仮設トイレ等を必要とするときは、乙に対し仮設トイレ等要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに仮設トイレ等要請書(第１号様式)を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を仮設トイレ等調達報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第４条　仮設トイレ等の引渡場所は原則として甲の定める場所とし、乙は、協議の上、数量、内容等を確認し当該引渡場所に運搬し、甲は数量、内容等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用負担、価格の決定及び支払方法）

第５条　乙が実施した仮設トイレ等の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する費用は協定を結ぶ際の提示額等を基準として算出し、甲乙協議の上決定し、適法な支払い請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく支援の要請及び相手方への回答を円滑に行うため、災害発生時等における連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。

（保有数量等の報告）

第７条　乙は、本協定により協力できる仮設トイレ等の供給可能数を甲が指定する日までに文書により報告するものとする。

（業務従事者の安全保障）

第８条　この協定に基づく業務に従事した乙の従業者が当該業務において負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、乙の責任において行うものとする。

（製品の補償）

第９条　甲が製品を滅失、毀損または汚損した場合、甲は、乙の選択により代替製品の購入代金相当額または製品の修理代相当額を支払う事とする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成○○年○月○日までとする。

但し、甲又は乙から期間満了前１ヶ月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を１年更新し、以後同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

令和　年　月　日

甲　○○県○○市○○町○○番地
市町

乙　○○県○○市○○町○○番地
企業

災害時等における仮設トイレ等の供給（買取）に関する協定書(案)

○○（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）とは、災害時等における仮設トイレ及び付属する消耗品（以下「仮設トイレ等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、市域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき（以下「災害発生時等」という。）に、乙が保有する仮設トイレ等を販売して甲を支援するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、仮設トイレ等を必要とするときは、乙に対し仮設トイレ等要請書（第１号様式）により要請することができるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに仮設トイレ等要請書(第１号様式)を提出するものとする。

（要請に対する措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに必要な仮設トイレ等を調達可能な範囲において提供するものとし、その措置結果を仮設トイレ等調達報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し）

第４条　仮設トイレ等の引渡場所は原則として甲の定める場所とし、乙は、協議の上、数量、内容等を確認し当該引渡場所に運搬し、甲は数量、内容等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用負担、価格の決定及び支払方法）

第５条　乙が実施した仮設トイレ等の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する費用は協定を結ぶ際の提示額等を基準として算出し、甲乙協議の上決定し、適法な支払い請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく支援の要請及び相手方への回答を円滑に行うため、災害発生時等における連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。

（保有数量等の報告）

第７条　乙は、本協定により協力できる仮設トイレ等の供給可能数を甲が指定する日までに文書により報告するものとする。

（業務従事者の安全保障）

第８条　この協定に基づく業務に従事した乙の従業者が当該業務において負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生じ、平成○○年○月○日までとする。

但し、甲又は乙から期間満了前１ヶ月前までに相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、本協定を１年更新し、以後同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

令和　年　月　　日

甲　○○県○○市○○町○○番地
市町

乙　○○県○○市○○町○○番地
企業